

会 議 録

第 1 9 回定例会

開会 平成 2 7 年 2 月 4 日

教育委員会会議録

1 開 会 平成27年2月4日 午前10時00分

2 閉 会 平成27年2月4日 午前11時30分

3 出席委員

委員長	松重 和美
委 員	田村 典子
委 員	坂口 裕昭
委 員	三牧 千鶴子
委 員（教育長）	佐野 義行

4 出席者

教 育 次 長	松山 隆博
教 育 次 長	藤井 伊佐子
教 育 総 務 課 長	栗原 孝司
福 利 厚 生 課 長	植田 淳司
学 校 政 策 課 長	草野 純一
教 育 文 化 政 策 課 長	結城 孝典
教 育 総 務 課 副 課 長	阿部 淳子

[開 会]

委員長 定例会を開会する旨を告げる。

[議 事]

委員長 議案第60号、協議事項1を非公開として差し支えないかを各委員に諮る。

各委員 異議なし。

委員長 そのように取り計らうこととし、議事に入ることを告げる。

《議案第61号 文化財の指定（阿波木偶三番叟まわし）について》

委員長 説明を求める。

教育文化政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：これは何名ぐらいの方がいるのか。継承していくために、予算的なことを含めて、県から補助をされるのか、自立的にということか。

教育文化政策課長：自立的にということである。中心となっているのは3名である。継承を意識しながら、伝承教室をしている。その中から、今やっている人と同じような志を持った子供さんが育ってくると考えている。

委員長：ぜひ啓蒙を含め、県の色々な行事の時に来ていただくとか考えてほしい。

教育文化政策課長：そのように努めたい。また、指定することが普及啓発につながると思っている。

委員長 議案第61号を原案どおり決定してよいかを諮る。

各委員 異議なし。

委員長 議案第61号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第62号 文化財の指定解除（由岐貴井神社ハマセンダン）について》

委員長 説明を求める。

教育文化政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

特になし。

委員長 議案第62号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第62号を原案どおり決定する旨を告げる。

《議案第59号 徳島学力みらい開拓行動計画（仮称）について》

委員長 説明を求める。
学校政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

委員長：この計画で想定しているのは3年とか5年とかの期間なのか。

学校政策課長：ほとんどが28年度に実施となるようにそろそろ形とし、29年度には結果を見ていくこととしている。例えば高校入試については、来春から実施で、28年度のところには検証・改善によりページ数を増やすなど予算上の対応が考えられるため、工程表にそのイメージを示している。

委員長：教育に関してはこれから変わってくる。大学の入試制度にアクティブ・ラーニングが入り、義務教育にも入ってくる。キャリア教育なども含めて、そうしたなかでの基礎基本の国語、数学となる。地域創生もいわれており地域での教育が大切になる。これも含んだ工程表としてほしい。体力なども含めて全人的な教育の視点でやってほしい。

名称の案が4つ出されているが、みらい開拓というものは他にあって、その中の学力の取組ということか。

学校政策課長：そういう形のものではない。

田村委員：学校力の向上が中心になるということか。

学校政策課長：学力の向上が中心となる。

委員長：計画というものは計画倒れになることもある。計画したことをやるんだという意味からは、育成プロジェクトとして、まずは育成することが素直な流れではないか。

三牧委員：徳島の未来を開拓する人材を育成するなかでの学力の取組ということか。

学校政策課長：人材育成の観点もある。

委員長 議案第59号を原案どおり決定してよいかを諮る。
各委員 異議なし。
委員長 議案第59号を原案どおり決定する旨を告げる。

《報告事項1 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」（案）について》

委員長 説明を求める。
学校政策課長 内容等を説明する。

〈質 疑〉

田村委員：子供を守る安全教育が重要であるが、子供自身が身を守るための体験が最近は不足しているように思う。海や山や川など、自然の中で体験していくことで、どんなことが危険かを自ら体感していくことが必要である。思いっきり自然の中で遊ぶことから安全教育を進めてほしい。

教育長：すみ分けが必要な内容であると思う。保護者と保育者が子供たちの安全安心についての意識を共有し、どのように安全教育を進めていくかを相互に理解し合うことが必要である。

田村委員：現場では、なかなか越えられない部分があるのか、どうしても子供を自由に遊ばせることができていないところがある。

教育長：今の議論については、家庭に係る部分が大きいように思う。子供が保護者とともに体験することで身に付けてほしい部分であるが、その部分を幼児教育としてどう具現化していくかという問題でもある。

田村委員：自然の中で体験することは、体力の面でも、学力の面でも良い効果があると思う。

三牧委員：スウェーデンなど北欧では、山など、どこでも自然の中に入って遊んでいいというようなことを国として進めている。幼児は、1日1回は自然の中で体験することとされている。日本の現場で同様のことと考えると、整理されていないと難しい。ただそのような姿勢をもつことはできると思う。

坂口委員：アクションプランを示す相手方は誰なのか。

学校政策課長：それぞれのページに示しているが、県の取組、設置者の取組、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設の取組というように、それぞれの立場に向けた内容となっている。

坂口委員：家庭・地域に伝えようとしていないような感じがする。保護者に対して、こんなバックアップをしようとしているだとか、一致団結してやろうとい

うものを保護者に対して説明することが大切。何かの会で説明したというだけではだめだと思う。それは、このプランに限ったことではない。「～します。」という表現は宣言であるから、実際にどうアクションをとるかが大切だ。

三牧委員：具体化が大切である。実際の子供の生活に直結していないといけない。市町村の問題で止まっている。子供たちの所まで届くような具体化した行動が大切だ。

学校政策課長：委員の皆様がおっしゃるとおり具体的なものを考える必要がある。家庭には入りにくい。もう少し書き込むこともいるかも。

委員長：このプランは方針的なものであり、具体的な所は、次のステップの議論であるように思う。

[閉 会]

委員長 本日の議事が全て終了したので閉会する旨を告げる。

閉 会 午前11時30分

